

# 所作事の成立とやつしの思想

板谷 徹

はじめに

『歌舞妓年代記』巻之六、天明6年の条に、所作は諸人に通ふことば。士農工商何れも其所作あれば也。出家の数珠をくるも。所作をくるといふと秀鶴語り侍る。

とある。これは、「此時中村座大小の舞。三番叟志賀山に相預り一流にて此度十代目寿二付中山小十郎相勤申候」と、十代目中村勘三郎襲名の「弘めの寿」(『手前味噌』)の際に、大小の舞の由緒と志賀山流について述べたあとの記事で、所作の名手であった秀鶴初世中村仲蔵の言葉として伝えるこの一文を、仲蔵の自著には確かめられないが、所作の本質を考える手がかりとはなろう。この時代、すでに所作といえは所作事をさしての言葉となっている。その所作事を元禄にまで遡って、仲蔵の言葉の意味するところを探ることにしたい。

1

かぶきの術語としての“所作事”は、元禄かぶきにおいて成立した。

この問題の考察は、役者評判記・絵入狂言本・劇書など、この時代のかぶき関係資料から“所作事”の用例を抽出し、その舞台内容を関連資料によって補いながら年表化することからはじまるが、分量の多さから小稿では所作事資料年表のすべてを掲げることがせず、適宜、必要記事を引用するにとどめる。

この資料年表の大部分を占めて中心をなすのが役者評判記であり、元禄の時代は、役者評判記の形式の固着へと向う揺籃期であるから、どのような内容をもって“所作事”の語がかぶきの世界に定着していったかは、この時代の役者評判記の推移のなかで考える必要がある。

役者評判記が、元禄12年3月八文字屋刊の『役者口三味線』をもって確立するという定説に従って、ひとまず『役者口三味線』以前の版行資料における所作事の用例を検討したい。

かぶき資料における“所作事”の初出は、管見に入る限り、貞享4年正月刊『野良立役舞台大鏡』(以下『大鏡』と略す)の三例であるから、まず上方からはじめる。

職人の所作事と傾城の所作事

『大鏡』嵐三右衛門の条に、

(1)一手のしらき諸職人のものまね上手や何もさま御ぞんしの通たばこ切かつらゆいた、みさしかちやその外前へいたされししよさ事かず多しそれにて万事をしはかり給ふべし

初世嵐三右衛門は六方を得意とした大阪の代表的な立役で、元禄3年に没する。「手のしらき諸職人のものまね」として演じた煙草切・鬘結・畳刺・鍛冶屋を挙げ、これを「しよさ事」とする。この記事より約40年後、享保13年刊『役者遊見始』京の三世嵐三右衛門の条にも、

御祖父の大嵐三右殿。五十二年いせん。延宝五巳の霜月。北がわのしばるにて。顔みせ。丹波与作の狂言に。かごぬけのやつしにて大当せられ。明る春風呂の入初といふ狂言に。宮すゞめ山伏床がみゆひのやつし。ひとりしてでかされ。

と、籠脱け・宮雀・山伏・床髪結の演技が「やつし」とされている。

元禄6年刊『野良関相撲』の坂田藤十郎の条に、元禄歌舞妓のはじまり遠からねば覚えたる狂言とも多き中に嵐三右がたばこや衆道時雨の傘など、いひほめかせし狂言よりはじめてやつし事多しといへども

とあるのからすれば、初世嵐三右衛門はやつし事の創始者に擬えられることがあり、『大鏡』には、さきの引用記事とは別に、

一やつし事上上吉類なしとりわけぬれのやつしかをつき目つきにうつす事どうもいわれずうつるぞや

といわれ、また、『役者大鑑合彩』(以下『合彩』と略す)嵐三右門の条にも、

士農工商のやつしめにうつり心にのり。またとふたりは有まいぞ。取わけかみゆひたばこ切。たみさし。かちやおけやの類すぐれてよし。

と、嵐三右衛門は、「ぬれのやつし」と「士農工商のやつし」の“やつし”の二つの方向をこなした役者であった。『合彩』の同人の記事は、「先評に有し通」と、『大鏡』ないしはその延長にある鑑物を意識して書かれたものであるから、『大鏡』の「しよさ事」つまり「手のしらき諸職人のものまね」は、『合彩』に列挙される鬘結・煙草切・畳刺・鍛冶屋・桶屋の「士農工商のやつし」ということになる。

次に『大鏡』伊藤小太夫の条に、

(2)大阪でもはやしたる夕ぎりの狂言にお梅どの  
けいせいのしよさ事をうらゝも見たが

とある。この所作事を演じたのは小太夫ではなく、  
「お梅どの」つまり小島梅之助のちに浪江小勤と改  
名した若女方である。天和3年正月刊とされる『難  
波の舟は伊勢の白粉』の浪江小勤の条にも、

夕ぎりのしぐみは此世に生れたるほどの者もろこ  
しまでも絵ざうしわたつてたがへす賤の男までも  
畦枕に姿絵をちぎり心の牛の角をおつたとや

と、小勤の夕霧狂言は評判となつたらしいが、上演  
年月はわからない。夕霧狂言の眼目は、名妓夕霧の  
追善のために、生前の廓の姿を舞台に写すことであり、  
現在も「廓文章」として伝わる吉田屋の場での  
藤屋伊左衛門と扇屋夕霧との傾城事にあつた。『大  
鏡』の「けいせいのしよさ事」もこの演技を指して  
の言葉と思われる。元禄15年刊と推定される『風百  
人鬘』には、「やつしぬれごと」の「肝心」を「けいせ  
いかひのいきごみ」とする記事に、この「けいせい  
事」を、

もと是は女の所作。それを、此荻野。又は坂田殿  
など。肝心骨髄は。女がよい物じやと。しりぬい  
て。狂言にして見せらるゝ故に。女の誠をたくは  
へ。外に其誠を持って出て。見するにより。上手じ  
や上手じやといはるゝは。けいせいかひの所作事  
から。万人のほめ物也。

としているのからすれば、小島梅之助の「けいせい  
のしよさ事」も、「けいせいかひ」の客と傾城とのや  
りとりを内容としたものであつたろう。「諸職人のも  
のまね」の嵐三右衛門の所作事と同様に、傾城の所  
作事には、たとえば、『鋸末』(元禄12)きり波せん  
じゆの条に、

取分傾城の所作むまれつきの太夫しよくあの方  
にもうつる物かとくつわも揚屋も手をうつてがを  
おります

とある。傾城の座敷における身のこなし、いわば職  
業的に身につけるべき立居振舞の美を写すことを所  
作事とし、また傾城の相手役である立役とのやりと  
りに「ぬれのやつし」の性格をもつのが、この所作  
事である。

『大鏡』にはもう一例、鈴木平左衛門の条に、  
(3)一ぬれのやつし所佐事うつりて上手也  
の記事がある。同人の評文の前の項には、「やつし上  
手ニて身のとりまはしりゝしければ狂言よくうつ  
ておもしろし」、次の項には、「ひやうしきゝニてや  
ゝもすれば銭だいこ」とあるから、ここの所作事は  
「ぬれのやつし」に近いことを思わせる。

次に『大鏡』を改訂して翌元禄元年に刊行された  
『辰鑑』には、道外・南北さぶの条に、

(4)拍子きゝにて所作事よししかしけびて見ゆるは  
難波風

の記事がみえる。南北さぶは元禄5年の『役者大鑑』  
(以下『申鑑』と略す<sup>3)</sup>)でも、

(5)諸しよく人のしよさ事死んだあらし三右衛門に  
貳わりおちの上手。

といわれ、南北さぶの所作事は、『大鏡』(1)の嵐三  
右衛門の流れを汲むものであつた。職人の所作事と  
明らかにことわられているのは、嵐三右衛門(1)と  
南北さぶ(5)の他にはみられぬが、なおこの芸系は  
絶えなかつたようで、元禄10年『役者ともぐい評判』、  
同12年『役者口三味線』坂の古今新左衛門の条に、  
ともに「しよくにんのしよさ」とあり、宝永4年刊  
『役者友吟味』坂・嵐三十郎の条には、

此度顔みせ桶やと成。つきがんなのかけやう。顔  
とからだと手と一つ拍子にのつてこそうつる共い  
へ。くびがうごいても手もとにうつらぬ。はやつ  
しといふにはあらず。心を付てなされたらよから  
ふ▲<sup>名</sup>にしおふ坂田山下殿でも職人ごとはむ  
つかしい物

と、「やつし」「職人ごと」と呼称は変わってもこれが  
職人の所作事であるのに変りなく、その眼目は、顔  
と身体と手と一つ拍子にのせて「つきがんなのかけ  
やう」の職人の手わざを見せることにあつた。

元禄5年『合彩』杉山勘左衛門の条には、  
(6)此人所作事のやつし。なるかならぬか見たこと  
なし

とある。同文が元禄11年刊『三国役者舞台鏡』にも  
載るが、両書とも、「やつしの名人」(『役者口三味線』  
坂)と評される勘左衛門のやつしに関する一連の記事  
に続けて述べられたもので、引用文の前文は、

○男つき身ふりにはにねともやつしの上手なること  
死んだあらし三右衛門にゝたり

とあり、観客の期待した勘左衛門の「所作事のやつ  
し」は、嵐三右衛門の所作事(1)を念頭においた内  
容であつたろう。『合彩』の翌年、元禄6年『野良関  
相撲』にも、実事は不得手であつたと述べたあとで、  
其外は何事もよし所作事はのけておいて

ともみえるが、元禄12年『口三味線返答役者舌鞆』  
坂に、

拍子事不通にならぬといふにあらず。よしあしは  
かくべつ。やつしのあしらいにおりおりやらるゝ  
ぞ

とあつて、前引『役者友吟味』嵐三十郎の「桶や」  
の「一つ拍子にのつてこそうつる」「やつし」と同様、  
勘左衛門のやつしには拍子事が伴うことがあつた。

#### 地芸から所作事へ

元禄5年『申鑑』荒木与次兵衛の条に、

(7)○座頭にしてはそのまゝのよも市。そのほか所  
作事まで生の座頭をみる心ちしよくうつりてお  
かし

とある。元禄8年刊江戸『役者大鑑』(以下『江戸亥  
鑑』と略す)にも同文がみえ、また同書の敵役・藤  
田所三郎の条には、

(17) 取わけやまぶしになられては、さながら大きやうみんともいふべき。御やまぶしを生で見るこゝちして能しよきごとまでよくへうつさるゝの記事がみえる

与次兵衛は「武道役をおもとせらるゝ」(『合彩』)役者で、すでに高齢のために「当風にむかぬ」(『申鑑』)芸であったらしいが、「座頭のまね浪人草履とり奴諸事うつる事明鏡のごとし」(『野良関相撲』)と、やつしに類するこれらの演技は、いくつかの評判記に出る。与次兵衛の得意芸であった。元禄7年『やくしや雷』の同人の条には、

(18) 又しよさのいゑとは申せ共江戸ニしよさ名人ちうをとふほどかろき上手有尤かなや江戸ニてじつ事の名人あればしよさ事かなはず又しよさの名人あればじつ事すぐれずおよそ此人はしよさじつ共ニ万事かねたる人なれば是ぞ名\*とやいわめ

と、与次兵衛の江戸下りの評文にみえる。江戸の所作事については後述するが、ここで「しよさのいゑ」とされる与次兵衛の舞踊面の演技では、「ひやうし事名人也」「いかにしてもひやうしこまかにしてよく舞にうつる」(『申鑑』)、「舞ひやうしごと上手也」(『江戸亥鑑』)、「大口着ての拍子まひ」(『口三味線返答役者舌鞞』坂)と、拍子事や本間がかりの拍子舞を得意としていたらしい。

一方、江戸の立役で、「此人古今にまれなる半どうけのかいさん」(『野郎役者風流鏡』)である藤田所三郎は、同書に、

藝かろへとしておもしろきふうなり第一らう人かたまたは悪人馬かたせんどうさいごうものにとりわけよし

といわれている。与次兵衛・所三郎のやつしといふべきいくつかの役種の得意芸のうちで、座頭・山伏については地芸とともにその所作事にも「うつる」ということが要求されているのは、この時期に、座頭や山伏のやつしの延長にその所作事が考えられていたからである。

## 女方と所作事

元禄5年『合彩』女方・藤田吉三郎の条に、

(8) ○ぬれのつめひらきそのほかしよき事までしつとりとしておもひいれふかし

また、そのあとに、

(9) むまの年大きかへくだり。あらし座のかほみせ役者のりあい舟のせりふしよき事をみては、

とある。同書にはべつに、「舞ふりあふぎの手げいのしだしに、てばしやれぬところあれば、うちついでよし」とあるから、『合彩』の評者の意識には、所作事と「舞」「あふぎの手」は区別さるべきものであった。同じ『合彩』の萩野左馬丞の条に、

(10) それ女がたに上手のいること家らうの女ばうまたは中人のぬれ事。其外所作事身を使事に有て

おひめさま役に上手のいる事なしおひめさま役をつとむるはみすのうちにてうつくしく見え。あふぎの手すこしなつて琴などをひきたまへは。その役目つとまりやすきとするべし

と、すでにこの時期の女方芸の成熟は、舞・扇の手にとどまらず所作事を要求していた。その具体例が、元禄を代表する二人の女方一芳沢あやめと水木辰之助の所作事である。

元禄8年9月(10月とも)京・早雲座上演の「水木辰之助鏡振舞」の絵入狂言本の内題に、(11) ていしゆ方 大和屋甚兵衛しよき事仕候と、水木辰之助の江戸下りの名残狂言に亭主役を勤める大和屋甚兵衛が、丹波国安達家の当主数馬に扮し、有馬の湯女ふち水木辰之助との怨霊事の所作事を演じている。安達家の横領をたくらむ悪人一味によって数馬の命によると謀られて殺された湯女ふちが、恨みを抱いて数馬のもとに死霊としてあらわれ、お藤安達の君の手を執れば、数馬は死霊もろとも立上り、歌うつ舞うつ。笑うつ泣いづ様々に、又苦しむれば安達の君、前後失ひ伏し給ふ。という場面である。

元禄14年冬刊とされる『嵐百人鬘』にも、○有馬のふち、死霊付たる思ひ入、屋敷のもんに祈禱の札の、はり付て有しを見て、うんといひて刀にそりを打、くるひ出し、長々としたる所作事見事。とりわけ此狂言は、京にて甚兵衛いたされし故、大坂にて、此嵐三右がいたされしと、引合て見しに、いづれもごかくの上手藝、しかしをんりやうのとついたる、身ぶり所作事。難波のむめの、香ばしくとぞおぼゆれ。

とみえ、この上演年月は不明だが、いずれも、大和屋甚兵衛・二世嵐三右衛門の扮した安達数馬の所作事であった。

『嵐百人鬘』は嵐三右衛門の個人の評判記ではあるが、右の引用記事の挿絵に、「ありまのふちのげい」とありながら、「あらしおんれうのしよき」「手かけしれうつきたる身ぶり」と、安達数馬のみが描かれて、ふちの姿が見えないのは、たとえば『酉鑑』の竹島幸左衛門に、

其外死霊の付し物狂さりと上手げいの至也此死霊十人が九人迄はくわしや形の物まねに成さうな所然るに幸左衛門げいのはなれ口で女といふきをもたせ春霞なる立振舞さりと名人とかんじ入てとあるように、怨霊の所作事が、「をんりやうのとついたる、身ぶり所作事」「死霊の付し物狂」など、憑かれた者の憑く者を物真似する芸でもあったからである。

もちろん、これは水木辰之助の所作事でもあって、『申鑑』の同人の条に、

(12) ○諸げい死んだ上村吉弥が仕出しに似てもの事り、しく見え。やつししよき事が名人ひつじの年娘おやのかたきうちにあるありまのふじと云湯女

になつてあく人がかねとりにきた時さまへこわがる身ぶり。つみにはきりころされ死りやうとなつてあたちかつまにつきし身のはたらき。そのほかあく人をせめるいきほひさてもほうびせぬ人はなかりけり。

とある。(『合彩』『三国役者舞台鏡』にも同文)「娘親の敵討」は、「水木辰之助銭振舞」の元禄4年の初演の外題で、この狂言の評は文脈からすれば、「やつしよさ事」の具体例として挙げられたものである。

元禄10年京・早雲座上演「面向不背玉」の絵入狂言本にも、よし沢あやめの評に、

(13)此度あまに成て、だいでうろつく事、へたのならぬ事。又玉取のしよさ事。さりととはがをおつた。

とある。この場面は能「海士」の玉ノ段を下敷とするが、芳沢あやめの海女みつしほは生きて面向不背玉を海底から取り戻し、竹島幸左衛門の鎌足と帝の前で、「玉を取かへしたるやうすを二人してまなび給ふしよさの所」(挿絵)にかぶき化の趣向がある。挿絵によれば、幸左衛門が「かまたりの大匠まひ給ふ」と道行を舞い、あやめは「あまみつしほしよさする」と「玉取のしよさ事」で、あまの業をやつしとしてみせる。

元禄11年『三国役者舞台鏡』では、大阪の女方玉川半太夫が

(14)玉川先しよさ事の名人女しやうへにてしり給へ

と、女狸々の所作事も、能をかぶき化したところにやつしの精神が働いている。

## 江戸の所作事

一方、江戸では、元禄6年刊『野郎楊弓』が所作事の初出で、二例みえる。

まず荻野沢之丞の条に、

(15)いまをさかりとさくや此春ひとの心もうかれめや参宮はる駒君がやつしの女馬士うきにういたるしよさことは千両くれても似もなるまひ

とある。沢之丞の所作事は「やつしの女馬士」であった。

また谷島主水の条には、

(16)殊にかねそなはつた舞の手道行しよさ事ほんりよの評に及はずわけて十二たんへの念者いつもといへど今度あそはずしよさ事は又出世上るり……略……のつしりとしたしよだんより後の床入までおもへしく九重の帳の内によりか、りおもはせふりの御しなし人間とはみ申さす

この「十二たんへ」は、同書・藤本門之丞の条に、「中むら芝居に立よればおりふし十二だんのもなか」とある「十二段」の狂言で、元禄7年刊『役者節用集』の門之丞の条には、「此君いつそや十二段の時分れいぜいなり給ふに」とあるから、「浄瑠璃十二段」のかぶき化である。「のつしりとしたしよだんよ

り後の床入まで」の場面は、主水が浄瑠璃姫を演じたことを指してのようで、牛若とのぬれ事にこの所作事があったとみられる。

主水は、「傾城事は。開山とよばれ」(『雨夜三盃機嫌』)、貞享6年には坂田藤十郎との夕霧狂言に評判をとり(『役者桜木鬮』『合彩』『申鑑』)、「けいせいごとになつては死んだ小太夫己後の名人」(『申鑑』)、「とかくけいせいになつては谷じま主水と両わの太夫」(『申鑑』 横辰之介)といわれた。十二段の所作事もこの傾城事の流れにあるものだろう。

また主水はやつしをも得意とし、「女ゆりわか」の狂言に「むかしよりあのやうなやつししこなしたまふ人聞たことなければ此人大名人にきわむ」(『古今四場居色競百人一首』)とある。元禄8年『江戸亥鑑』にも、

(19)第一ひんしやの女房などに用て、あかまひだれさせての。しよさごとどうもまねもならぬ上手なり。

と、やつしの所作事を伝えている。しかし、この引用記事のあとには、「そうじてまいひやうし事。おもわしからず」の記事があり、同書の勝山水戸の条にも、

(20)まづもつて口上のつめひらき。しよさ事手おいおんりやう事大かたに似せらるゝ。ある人の云々此人上手はじやうずなれ共。かけめ有り。第一若女がたのおもとする。舞あふぎの手おもはしからず。

とあり、さきに『合彩』の藤田吉三郎(8)、萩野左馬丞(10)に見た通り、所作事と舞・扇の手の区別は大鑑系の評判記の姿勢であったようだ。

江戸の評判記における所作事は、(15)~(20)のほかにも、元禄7年刊で各役者の得意芸だけを箇条書きにした『役者節用集』の

若女方・荻野沢之丞、松島半弥、勝山みなと、谷島半太夫

同年『やくしや雷』の、

若衆方・松本類之介、立役・宮崎伝吉

『江戸亥鑑』の、

立役・宮崎伝吉、山中平九郎、松本半左右門、敵役・中村伝九郎、若女方・松島半弥、若衆方・桜山林之介

『役者千石籠』の、

立役・宮崎伝吉

などの各条にみえるが、所作事の内容を窺うに足るものではない。

本稿で検討の対象とした(15)~(20)のうち、『野郎楊弓』の(15)(16)は、荻野沢之丞が京坂で活躍のちに元禄5年に江戸へ下り(同書に「旧冬馬おりの翌日より江戸中に名を知られ」とある)、谷島主水も「むまの霜月より末の10月までお江戸しばるのつとめ」(『申鑑』)と元禄4年末の江戸下りに間もない記事である。(16)には「出世上るり」と浄瑠璃地の江

戸の所作事の特色が認められても、(15)(19)は上方の所作事を江戸の舞台へ持ち込んだものとみて差し支えない。

また荒木与次兵衛も上方役者で、(18)で与次兵衛を「しよさじつ共ニ万事かねたる人」とほめているのは、江戸の所作事では、「江戸ニしよさ名人ちうをとぶほどかろき上手有」と、その内容から所作事と実事を兼ねることが考えられなかったからにはほかない。

しかし、江戸役者による江戸の所作事の内容は、藤田所三郎(17)にしか知れず、しかも『江戸玄鑑』が京都住居の明石貞雲入道(同書凡例)が江戸の舞台を『役者大鑑』の体裁で作して京都の書肆から版行したものであり、所作事の内容も荒木与次兵衛の座頭の所作事に類した山伏の所作事であった。

結局、口三味線以前の『野郎揚弓』『役者節用集』『やくしや雷』など江戸出版の評判記にあっては、所作事の語が用いられても、上方にみられるほど明確な主張は認められず、この時期に限っては、江戸の所作事の特長性を捉えるために、“所作事”の語は評判記のなかで働いていないということになる。

## 2

以上検討してきた元禄12年『役者口三味線』以前の所作事の内容の特徴として、それが“やつし”の性格を帯びていることは異論のないところだろう。ただしこれ以降、次第に所作事の内容が拡大していく一方、職人の所作事はむしろ“やつし”の語に落ち着くことになる。

職人の所作事がはたして舞踊であったかには疑問がある。元禄13年に中ノ上(『役者談合衝』)の立役村山平右衛門は、

此度日用姿にてあげやへ行。なげふしでかべぬらるゝやつしよし。(『役者万年暦』坂)

と、遊里の流行唄であった投節を伴っての左官のやつしを演じているが、他に資料のないいま、職人の所作事はこの程度のもので、舞踊としての十分な内容は備えていなかったと推測される。しかし、その約10年後に立役嵐三十郎が演じた

中には石持と成。音羽殿になわかけられてのせりふ。すがた計。やつし芸といふ程の事なし(正徳6『役者願紐解』坂)

の演技で、「土農工商のやつし」の表現の眼目が「すがた」にはなかったこと、すでに(5)の職人の所作事の参考に引用した、宝永4年のおなじ嵐三十郎の桶屋のやつし(『役者友吟味』坂)が、「つきがんなのかけやう」にあり、しかも「顔とからだと手と一つ拍子にのつてこそうつる」といわれていることから、職人の所作事が舞踊といえぬまでも、職人の業という身体表現をみせるところがあったことがわかる。

“所作”には、職業の語義が近世にはあった。元禄

3年刊の『人倫訓蒙図彙』序文に、刊行の趣旨が次のように述べられている。

上貴き公卿より庶人の賤きにいたるまでの其所作をくわしく家々に尋て来由をたし……

題箋の角書に「所作入/由来入」とあるのは、文章で由来を語り、「所作入」としてさまざまな職業の所作を挿絵で示すことであった。近世の職業の意での“所作”の語には、職業に固有の手わざ一練達した職業的動作を動態において捉える語感がある。

従って、もはや職人の所作事が舞踊であるかの詮索は必要ない。むしろ「諸職人のものまね」つまりやつしをさして所作事としたことが重要で、所作事はその成立時に、職人の身体行動の表現をもって、その動きの世界を発見し、“土農工商のやつし”“ぬれのやつし”の“やつし”で捉えられる近世の行動文化の方向に舞踊としての展開を果していったということになる。

元禄かぶきの劇的世界は、武士の社会の御家騒動を狂言の筋立の骨格とするが、そこに盛り込まれるさまざまな演技の局面は、

夫芝居は常住不易の色里にして、男道の惣本寺、濡事の談林其外土農工商のいき道理を見せ悪を懲し、善を勧る媒なれども、(元禄16『役者御前歌舞妓』江・開口)

と、まず「男道の惣本寺」「濡事の談林」と、道や女道一遊里の“ぬれのやつし”の世界であり、「土農工商のいき道理を見せ」とする“土農工商のやつし”の世界であった。この二つのやつしの世界こそ、かぶきが獲得したすぐれて近世的な劇的世界である。このような環境のなかで形成されてやつしの性格を荷った所作事は、やつしの行動的な表現にその本領をもっていた。

嵐三右衛門がやつし事の創始者に擬えられたように(前引『野良閑相撲』)、やつしは本来立役のものであったが、元禄には女方の芸にも加えられた。元禄15年に江戸の若女方上上の沢村小伝次は、

此君藝子の御隠居さる程ござつて。諸藝功者にして。しかも色をすてゝの働ゆへ。下賤のやつし事よくうつり侍る。(『役者二挺三味線』江)

といわれ、同書はまた女方のやつしについて、大方の女方。やつしはそれへにめさるれ共。お子のそこねるをきのどくがりて。たうふなど買にいたり。夜発などには思ひ切て得なれぬ。身をかばはるゝによつて。おのづからやつしうまふはうつらず。此君はそんな色気をさつて。思ひ切てなんでも其やつしの。身にはまつてなざるゝゆへに。かくべつうつりておもしろし。

という。若女方と若衆方は前代まで傾城と等しく衆道の対象として座敷を勤めた余風から、「お子のそこねる」やつしを忌んだことがあった。

立役のやつしは、

やつし方といふ者は、何もかも。それ相応に風

ぞくをうつすを、やつし方と云ひそふな物也。今ふやつし方といふは、色事仕の部なり。(宝暦6『布袋齣』竹田白松)

と、時代が下ると「土農工商のやつし」は忘れられて「ぬれのやつし」のみが色事仕という役割にまかされるようになる。「土農工商のやつし」は「風ぞくをうつす」「下賤のやつし事」であり、色を演技の表にたてた若女方や若衆方のわきから出た、風俗をうつす立役のやつしの演技によって、元禄かぶきの表現の底辺が拡大された。舞踊にあっても、野郎かぶきの女方の舞の流れに、元禄の初頭に立役がやつしを持ち込むことで、はじめて所作事という、新しい動きの世界を発見することになる。しかしいくばくもなく、所作事は怨霊事として、ふたたび女方の専有とみられる方向に向う。とともに、所作事は、「つれまひ」「ひやうし事」「六方」「道行」(元禄12『口三味線返答役者舌鞞』、元禄13『役者万年曆』、元禄16『役者御前歌舞伎』)をも含む言葉となり、元禄13年『役者万年曆』江・上村吉三郎の条に、

しかし顔みせはしよき事計、

とするその具体的内容を、「道行まはれし舞」「笠おどり」「しよきごと」「扇の手」「ひやうし事。物ぐるひ」とするなど、所作事の内容は著しく拡大される。

元禄12年『役者口三味線』以降の、所作事の大部分を怨霊事が占め、また所作事の語が、それまで区別してきたほかの舞踊的演技までを包摂するという二つの傾向が顕著になるのは、やはり大鑑系の評判記と、『役者口三味線』以降の八文字屋系の評判記との間に、書き手の意識に変化があったゆえであろうが、大鑑系の評判記作者がおさえた所作事の本質が、なおその後の所作事の性格を規定するものであったことは、冒頭に掲げた中村仲蔵の言葉によってわかる。

ここでは、成立時の所作事の内容と語義を検討することで、かぶき舞踊史の一つの見通しが得られるのではないかという指摘をするにとどめておく。

注(1)鳥越文蔵「役者評判記の役割—伝統的役者評判記論にそって—」(『伝統と現代』4)

(2)享保末年までの役者評判記の引用は、『歌舞伎評判記集成』による。ただし旧字を新字に改めた。傍点は筆者。また、ここに数字を付した所作事の資料(1)~(20)は、元禄12年以前の“所作事”の用例のすべてではなく、内容が多少とも窺えるもののみである。

(3)「やつし」については、郡司正勝「戯曲の発想」(『かぶきの発想』)、原道生「『やつし』の浄瑠璃化」(『文学』昭50・6)6・7頁、荻田清「藤十郎のやつし」(『文学・語学』80・81)参照。

(4)『歌舞伎評判記集成』所収の鑑物あるいは大鑑系の評判記は次の通り。

貞享4『野良立役舞台大鏡』(『大鏡』)

元禄1『役者辰鑑』(『辰鑑』)

元禄5『役者大鑑合彩』(『合彩』—元禄3年と5年の評判記の合成。武井協三『役者大鑑合彩』の成立—『芸能史研究』56—参照)

元禄5『役者大鑑』(元禄5~8年の評文を含み、それぞれ『申鑑』『酉鑑』『戌鑑』『亥鑑』とする。宮本瑞夫「岩瀬本『役者大鑑』の成立」—『日本演劇学会紀要』15—参照)

元禄8『役者大鑑』(『江戸亥鑑』)

元禄10『役者大鑑』

元禄11『三国役者舞台鏡』

元禄12『役者千石籠』

これに対して、元禄12刊『役者口三味線』以降のものを、かりに八文字屋系の評判記とする。

(5)愛媛近世文学研究会編『評釈 難波の舟は伊勢の白粉』73頁参照。『歌舞伎評判記集成』人名索引に従う

(6)諏訪春雄「近松世話浄瑠璃の研究」第六章「夕霧阿波鳴渡」

(7)正徳6年刊『芝居晴小袖』京・若女形之部の冒頭に掲げる「やつし女こなれの論」に、

昔の女がたと申は。お姫様に位そなはつたと悦びしに。それよりやつし姿。うれい武道をうつす事に成て。今のむつかしさ。

とある一文が、女方芸の推移を語る。

(補記)

紙数の関係で、充分に論ずることが出来なかった部分もある。小稿の習作として発表した、拙稿「所作事の成立についてのノート—上方を中心に—」(『日本演劇学会紀要』15)を参照していただければ幸いである。